水産資源保護法に基づく水産動物の種苗等の輸入通関の際における取扱いについて

平成8年7月19日蔵関582号

改正 平成9年3月31日蔵関290号

改正 平成13年1月6日財関第4号

改正 平成15年7月11日財関第722号

改正 平成17年10月13日財関第1289号

改正　　平成19年9月20日財関第1207号

改正　　平成23年12月27日財関第1439号

改正　　平成28年6月24日財関第784号

改正　　平成28年12月27日財関第1599号

改正　　令和2年12月28日財関第1120号

改正　　令和3年12月21日財関第929号

標記のことについて、別添のとおり農林水産省消費・安全局長から通知があったので、令和4年1月1日からこれにより実施されたい。

別添

平成8年7月10日8水研第688号

改正 平成8年11月20日8水研第972号

改正 平成8年7月10日8水研第688号

改正 平成8年12月27日8水研第1010号

改正 平成13年1月5日12水魚第3696号

改正 平成15年6月30日15水魚第535号

改正 平成17年10月7日17消安第6856号

改正 平成19 年9 月19 日19 消安第3952 号

改正 平成23年12月20日23消安第4629号

改正 平成28年6月13日27消安第6428号

改正 令和2年12月21日2消安第4116号

改正 令和3年12月15日3消安第4806号

財務省関税局長　殿

農林水産省消費・安全局長

水産資源保護法に基づく水産動物の種苗等の輸入通関の際における取扱いについて

水産資源保護法（昭和26年法律第313号）に基づく水産動物の輸入許可に関する業務は、動物検疫所で行っているところです。今般、「水産資源保護法施行規則及び持続的養殖生産確保法施行規則の一部を改正する省令」（平成28年農林水産省令第３号）が平成28年１月27日付けで公布され、平成28年７月27日から施行されることから、当該水産動物の輸入通関の際における取扱いを下記のとおり改正し、本年７月27日から施行することとしましたので、通関時における御協力方よろしくお願いします。

記

1 　対象となる水産動物

水産資源保護法（昭和26年法律第313号。以下「法」という。）第13条第１項により、農林水産大臣の輸入の許可を必要とする水産動物は、水産資源保護法施行規則（昭和27年農林省令第44号。以下「規則」という。）第１条に掲げるものであり、具体的には以下のとおりである。

なお、以下の表の生きている水産動物のうち、食用に供するものにあっては、公共の用に供する水面又はこれに直接排水する施設において保管するものに限る。

|  |  |
| --- | --- |
| 水産動物 | 関税定率法(明治43年法律第54号)別表の番号 |
| さけ科魚類 | 第0301.11号の2（観賞用の魚の淡水魚のその他のもの）、第0301.19号（その他のもの）、第0301.91号（ます）及び第0301.99号（その他のもの）のうち、さけ科魚類第0511.91号の1（魚のくず、ふ化用の魚卵及びアルテミアサリナの卵）のうち、さけ科魚類のふ化用の魚卵 |
| こい、きんぎょその他のふな属魚類、こくれん、はくれん、あおうお、そうぎょ、ないるてぃらぴあ | 第0301.11号の1（観賞用の魚の淡水魚のこい及び金魚）のうち、こい（キュプリヌス・カルピオ）及び金魚第0301.11号の2（観賞用の魚の淡水魚のその他のもの）のうち、ふな属魚類、こくれん、はくれん、あおうお、そうぎょ及びないるてぃらぴあ第0301.93号（こい）のうち、こい（キュプリヌス・カルピオ）、ふな属魚類（カラシウス・カラシス）、こくれん、はくれん、あおうお及びそうぎょ第0301.99号（その他のもの）のうち、ないるてぃらぴあ第0511.91号の1（魚のくず、ふ化用の魚卵及びアルテミアサリナの卵）のうち、こい、きんぎょその他のふな属魚類、こくれん、はくれん、あおうお、そうぎょ及びないるてぃらぴあのふ化用の魚卵 |
| まだい | 第0301.19号（観賞用の魚のその他のもの）及び第0301.99号（その他のもの）のうち、まだい第0511.91号の1（魚のくず、ふ化用の魚卵及びアルテミアサリナの卵）のうち、まだいのふ化用の魚卵 |
| くるまえび科えび類、さくらえび科あきあみ属えび類、てながえび科えび類 | 第0306.36号（その他のシュリンプ及びプローンの生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの）の生きているもののうち、くるまえび科えび類、さくらえび科あきあみ属えび類及びてながえび科えび類第0511.91号の2（その他のもの）のうち、くるまえび科えび類、さくらえび科あきあみ属えび類及びてながえび科えび類のふ化用の卵 |
| とこぶし、ふくとこぶし、えぞあわび、くろあわび、まだかあわび、めがいあわび | 第0306.27号の1（その他のシュリンプ及びプローンの生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの）の生きているもののうち、くるまえび科えび類、さくらえび科あきあみ属えび類及びてながえび科えび類第0511.91号の2（その他のもの）のうち、くるまえび科えび類、さくらえび科あきあみ属えび類及びてながえび科えび類のふ化用の卵 |
| まがき属かき類 | 第0307.81号（あわびの生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの）の生きているもののうち、とこぶし、ふくとこぶし、えぞあわび、くろあわび、まだかあわび及びめがいあわび第0511.91号の2（その他のもの）のうち、とこぶし、ふくとこぶし、えぞあわび、くろあわび、まだかあわび及びめがいあわびのふ化用の卵 |
| ほたてがい | 第0307.21号（スキャロップ及びその他のいたやがい科の軟体動物の生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの）の生きているもののうち、ほたてがい第0511.91号の2（その他のもの）のうち、ほたてがいのふ化用の卵 |
| まぼや | 第0308.90号の1（その他のものの生きているもの）のうち、まぼや第0511.91号の2（その他のもの）のうち、まぼやのふ化用の卵 |
| 生きていない上記水産動物（加工したものを含み、養殖の用に供するもの（魚粉及び魚油を除く。）） | 第0508.00号の2（さんごその他これに類する物品並びに軟体動物、甲殻類又は棘皮動物の殻及びいかの甲並びにこれらの粉及びくずのうち、その他のもの）のうち、上記水産動物に由来するものであって養殖の用に供するもの（魚粉及び魚油を除く）第0511.91号（魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の物品及び第3類の動物で生きていないもの）の魚のくず及びその他のもののうち、上記水産動物に由来するものであって養殖の用に供するもの（魚粉及び魚油を除く）第2301.20号（魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の粉、ミール及びペレット）のうち、上記水産動物に由来するものであって養殖の用に供するもの（魚粉及び魚油を除く）第2309.90号の2（その他のもの）の魚又は海棲哺乳動物のソリュブルのうち、上記水産動物に由来するものであって養殖の用に供するもの（魚粉及び魚油を除く） |

2　輸入の際の取扱い

上記１の水産動物及びその容器包装（以下「水産動物等」という。）の輸入に際し、法第14条第1項に規定する「輸入防疫対象疾病の病原体を広げるおそれがない」ことを確認するため、動物検疫所職員は輸入水産動物の健康状態等を目視で検査するとともに、必要がある場合には水産動物等の一部を採取し精密検査する。

検査を実施する場所は、水産動物等が輸入される空港又は海港（以下「空港等」という。）の動物検疫所（支所及び出張所を含む。以下同じ。）の検査場及び動物検疫所が設置される空港等内のあらかじめ動物検疫所により確認された場所とする。このため、動物検疫所が設置されていない空港等に水産動物等が輸入される場合には、貨物到着後、当該水産動物等を輸入しようとする者（以下「輸入者」という。）に水産動物等を動物検疫所が設置されている空港等に輸送させた上で、検査を行うため、輸入者から税関に対しその旨、申出があった場合は、関税法（昭和29年法律第61号）上必要な手続（他所蔵置の許可及び保税運送）をとらせた上、動物検疫所職員による検査が受けられるよう対処願いたい。

上記検査及び申請内容の審査の結果、水産動物等の輸入を許可した場合には、法第13条第4項の規定により農林水産大臣は「輸入許可証」（規則別記様式第二号）を輸入者に交付する。

輸入者には、税関への輸入申告の際に当該許可証又はその写しを提出させるので、これをもって関税法第70条に規定する他の法令の証明とされたい。

３　通関の際に疑義が生じた場合の取扱い

前記１及び2に関して疑義が生じた場合は、動物検疫所に照会願いたい。